

2020年11月17日

「詳説 犯罪収益移転防止法」 正誤表

	誤	正
132 頁 9 行目		下記の段落を挿入する。 「また、上記（ア）の方法は、厳格な取引時確認に用いることができない（2020年4月改正後の規則14条1項参照）。厳格な取引時確認で利用不可なのは上記（ア）のみであるから、他の方法と比べ、信頼性が相対的に低いと位置付けられていると評価できる。」
147 頁 9 行目	「また、（9）・（10）の方法は、厳格な取引時確認に用いることができない（2020年4月改正後の規則14条1項参照）。厳格な取引時確認で利用不可なのは（9）・（10）のみであるから、他の方法と比べ、信頼性が相対的に低いと位置付けられていると評価できる。」	削除
148 条 2 行目	「（規則6条3号ロ）」	「（規則6条1項3号ニ）」